

たばこは町内の
店で
買いましょう。

広報おおぬじゆ

昭和43年5月15日 No. 180

編集と 鹿児島県肝属郡大根占町役場
発行 総務課 文書広報係
(電話 大根占局 1・69、254番)
印 刷 遊瀬川印刷所 (電話 140番)

町の 人口 昭和43年4月1日 現在推計人口
男 5,562人 計 11,902人
女 6,340人 前月より 251人減



敷地、面積2.3ヘクタール、総工費1230万円で、できた根占地区家畜市場3ヶ町の子牛は、すべてこの市場のセリに付せられる。子牛の数が多ければ、自然買い手も多く集り、価格も高価で取り引きされるというもの。

新しい市場で初のセリ市が開かれました。市場合併後初めての子牛セリ市が、四月一〇、一一の両新装なつた近代的な設備のこの市場は、総敷地面積、二三ヘクタール、建物面積、八六二平方米で、総工事費千二三〇万円をかけて、郡畜連が作つたものです。

市場の施設は、売場と事務所一棟、繫留舎三棟、管理人宿舎、堆肥舎等が設けられ、

出場頭数、一八六頭、うちメス八一、オス一〇四、去勢が、一、総売上額、二千二一八万

理公社で、建物を町内の桑原組が施工したものです。

四月のセリ市には、全部で五十九頭が出場、県内外から多數の購買客が訪れていたへんなにぎわいでした。一方価格の面でも高価で取り引きされました。が、本町の成績は次のようになつています。

敷地は、関係三ヶ町で提供されつけられています。

制度では、比較的軽い違反について、警察官の告知した金額（反則金）を郵便局などの金融機関に納めれば、別に犯罪者として取り扱われたり検察庁に呼び出されることはありません。

もちろん警察官の告知に納得のいかない場合は、これまでのように裁判で争うことも

(2) 酒酔い運転

(3) 無免許無資格運転

(4) 超過速度 每時二五キロメートル以上の速度違反

もちろんこんな悪質な違反は、これまでどおり刑罰の対象となります。

◎ この制度の適用を受けない次的人は反則行為をしても

告制度が実施されます。この制度は、きょ年、道路交通法の改正によって新しくできたもので、原付自転車や自動車の運転者が、あまり悪質でない交通違反を犯した場合に適用される制度です。これまでには、交通違反をすると全部犯罪者として検察庁に呼び出されて罰金などを納に今まで、つづく、

◎この制度の実施されるのは昭和四三年七月一日です。◎この制度が適用される違反行為（反則行為といいます）原付や自動車の運転者が犯した交通違反のうち、次のような悪質または危険性の高い違反を除いたものです。

次にこの制度のあらましを説明してみます。

● 交通反則金制度 ●
七月一日から、交通反則通
できます。

軽い違反者にその場で告知

この制度の適用を受けません。

(3) 反則者は、警察官か
反則者に通告します。

この制度の適用を受けません。したがって、これらの人々は犯罪者として今までどおりの处罚を受けることになります。

(1) 何らかの免許、無資格運転をした人

(2) 反覆違反者（違反をして過去一年以内に運転免許の停止処分を受けた人）

(3) 酒気をおびて運転をした人

(4) 反則行為をして、その結果交通事故をおこした人

(5) 二〇才未満の少年（いまだでどおり、少年法の適用を受けます）

◎ この制度の手続き

(1) 警察官が、反則者を発見したときは、現場で反則金に相当する金額などを書いた通告書を本人に渡します。これを拒んだり逃げたりすると刑事事件として処理されます。

(2) 警察官は、告知した状況を警察本部長に報告します。警察本部長は、しらべて間違いないと認めたときは、反則金の納付を正式に通告書で七千七〇〇円

最高、メス二七万一千円、オス一四万六千五百円、平均、一一万九千二八九円、（メス、一五万六千五七二円、オス、九万三三〇円）

大体以上のとおりです。

この新しい市場の建設によって、これまでのような市場の価格面での高低がなくなり、肉牛供給基地としての条件の一つが解決されたわけですね。農家の皆さんも、子牛の増産に一段と力を入れていたい、所得の増大をはかっていただくよう望まれています。

農薬は、その使い方や保管の方法をあやまると、人の命を失うような事故を起こしかねません。

農薬を買うとき、技術員にくわしくその使用法や保管の方法を聞き、まちがいのない取扱いをいたしましよう。

使用開始・中止は

上水道事業は、すでにお知らせしましたように、給水も始まっていますが、使用料や工事費の負担、使用上の注意事項等次にお知らせします。
※種類別の使用料は別表とのおりです。

※工事の申し込みについて

どうしても他人の宅地内をとおらねば配管ができるない場合は、申し込み書に同意書か承諾書を添付してもらいます。

※工事費の算出方法

材料費、労力費、道路復旧費、工事設計費、運搬費諸経費を合算したものが工事費になっています。

国民年金は、職場などの年金制度に加入していない農業者や漁業者、商店に働いている人や無職の人などが、老人になつたり、大きなケガや重い病気になつたりして、働けなくなつたとき、また、一家の働き手であるご主人が死亡されたとき、その妻と子に年金をさしあげて、皆さんたちの生活を守ろうとする国の年金制度です。

ところが、老人になつて働けなくなつたとき、もうう老令年金は、一定の期間保険料を納めていなければもらえません。また、身体障害者になつたときももう障害年金や、ご主人が死亡されたときもう母子年金、両親が死亡したときももう遺児年金などは、年金を受ける事由がおきたときそれまでの保険料を滞納していると年金がもらえないことになります。ですから、保険料を納め忘れたり、納めるのがおくれないようにななければなりません。

現に保険料を納め忘れていたために、せつかくの年金をもらえなかつた例が出ています。このようなことがないように、保険料は納期限までに必ず納めましょう。

二千円～四千円まで	四ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
六ヶ月	六ヶ月	八ヶ月	八ヶ月	九ヶ月
八ヶ月	八ヶ月	八ヶ月	九ヶ月	一万円以上
九ヶ月	九ヶ月	九ヶ月	一〇ヶ月	一万円以上
一万円以上	一万円以上	一万円以上	一〇ヶ月	一〇ヶ月
※工事費の負担区分				
四月中に申込まれた方には				
町も一部負担しましたが、五 月分からは、メートル器、同 ボツクスを除いて全部個人負 担になります。				
※給水装置の変更				
町が都市計画等によって、 道路を変更しなければならな くなり、このため個人の給水 管等を移転する場合の工事費 は町で負担します。				
※給水について				
特別の場合を除いて、給水 の制限、断水、停止または漏 水等によって、生活にいくら かの損害を与えた場合の責任				

※工事費が未納になった場合、総額の百分の一を割増金として徴収します。

※所有権について

施設はメーターアルを除いて全部個人のものになりますが、工事費に未納がある場合には完納されるまでは町でその権利を保留します。

※責任施行期間

完成後三十日以内に町でした工事に故障があり修理等を要する箇所が出ていた場合は、町

五八の組織
町全体では九

五八の組織が完納

国民年金の表彰

九・八パーセント 相 か完納

(2) 次の如きは町では負はないことになつてゐます。
※諸届け出について
次のような場合、届けが必要です。

(1) 水道使用の開始、中止

(2) 料金のちがう二種以上の用途に使うとき

(3) 臨時に使うとき

(4) 所有権に移動があつたとき

(5) 使用者の住所、氏名が変つたとき

(6) 管理人が変つたとき

(7) 共用のもので、使用世帯等に異動があつたとき

※権利義務の承継について
給水装置の所有権を承継したもののは、負債（工事費の未納、修繕の未納等）まで一切承継したものとみなされます

※料金の算定について
(1) 検針によつて算定し、端数は切り上げます

(2) 4月分は5月に支払うことになります。（一か月ずつ）

(3) 檢針については、毎月同じ日に同じ部落を検針することになります。

(4) メーターに異常があるときは、過去二ヶ月の使用状況その他の事情を勘案して料金を決定します

(5) 月中途から開始したり、中止した場合の料金の算出方法は給水量が基本水量、即ち一般家庭の場合八屯ですからこの二分の一即ち四屯に満たないときは、基本料金三百八十円の二分の一（百四十円）で、四屯を超えた場合は二百八十円の基本料金が徴収されます

※手数料について
(1) 設計手数料ですが、蛇口一個につき百五十円、一個増すごとに五十円の加算になっています。部落によってはいろいろ問題にされていますが部落座談会において

下トミエ、中西、寺田与次郎、山添、矢野秀雄、神一区、里木純徳、同二区、吉元宗太郎、本町、田貫清吉、京町、桜森藏、榮町、厚ヶ瀬幸子、相町、厚ヶ瀬原藏、塙屋二、後野陽子、城ヶ崎、北ムツミ、瀬戸山一、落司フミエ、同二遊喜セツ子、六反田、後釜丸子、中園、中園のり子、宮脇大西洋子、上之宇都、中迫マキエ、城、菖蒲リツ子、神田キエ、新町、下河キミ、皆合上、水流ミツ、神川中、番岡きみ、下、倉ヶ崎カネキク、神中下、鶴哲夫、桜原、中村正男、松坂、迫ハルノ、毛下、安政スミ、篠原、馬込カツ子、下石、釣田イツ、川南、木下

(4) 水を使用したり、中止した場合の手数料も一件につき百円いたぐことに

(5) 電気ポンプに直結したものについては、一栓分の手数料がついています

(6) 自己材料で工事をする場合

(7) は、検査手数料、水栓一個五十円、給水管類一メートルにつき三円、その他の附属品一個につき十円徴収することになっています

井、白井トヨ子、安水、安
スギ子、壱崎、吉垣セツ子、
大久保、大園栄、馬場中原、
中原資、段、中野ハツミ、大
野、中野ノブ、笑喜上、山田
ユミエ、同下、川原ケサキ、
大尾、中馬重夫、落河、上
利静男、才原、黒瀬八男、宮
利原、宿利原ユキエ、牧原
牧原文吉、協和、牧原テル、
岩元、米満清造、命苦、命苦
光男、厚ヶ瀬、厚ヶ瀬タエ子

(5) 納入通知書の再発行手数料
一枚につき十円

(6) 督促手数料二十円、但し工事費等については、前から一括納入することを前提として、納税組合を通じて定期預金等をしておられるところについては、特別に督促料を徴収しないことにしています。



